

第 1 0 回

県立高等学校将来構想審議会

平成 2 2 年 3 月 2 3 日 (火曜日)

1 5 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

1 開 会

○事務局 本日はお忙しい中、第10回県立高等学校将来構想審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

初めに、会議の成立につきましてご報告申し上げます。

本日は、菅野仁委員、本岡愛美委員、高橋睦麿委員、早坂公夫委員、井口経明委員、渡辺政巳委員、阿部憲子委員、西山英作委員、佐藤ゆり子委員から所用のため欠席する旨の連絡を頂戴しております。従いまして、本日の審議会は12名のご出席をいただき、県立高等学校将来構想審議会条例第4条第2項の規定により、過半数の委員がご出席ですので、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

次に、会議資料のご確認をお願い申し上げます。お手元に次第と出席者名簿、座席表の他に資料1から資料5までをお配りしてございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

引き続きマイクの使用方法につきましてご説明申し上げます。

委員の皆様の前面にマイク装置がございます。ご発言の際はこれまでと同様、右下にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのところにありますオレンジ色のランプが点灯してからご発言をお願いいたします。また、ご発言が終わりましたら、恐縮ですが必ずマイクのスイッチをオフにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから第10回県立高等学校将来構想審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮城県教育委員会教育長小林伸一からご挨拶申し上げます。

○小林教育長 県立高等学校将来構想審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年9月に当審議会から新たな将来構想に関する答申をいただきましてから早いもので半年が経過をいたしました。

この間、県教育委員会では、答申の内容を踏まえた新たな将来構想と、その具体的なアクションプランであります実施計画の策定を進めて参りました。

お陰様をもちまして3月18日の教育委員会におきまして、「新県立高校将来構想」及び「第1次実施計画」が正式決定をみたところであります。その内容につきましては、本日の審議会の中で御報告をさせていただきますが、審議会の皆様には、あらためて感謝申し上げます。

今後、新将来構想に基づきまして、各種の高校教育改革に取り組んでいくこととなりますが、こうした取組を着実に進めて参りますためには、常にその取組の成果や課題について検証を行

いながら、それを適時的確に施策に反映させていくということが必要でありますことから、審議会に「検証の在り方検討部会」を設置していただき、この半年間、御審議をいただいております。

本日の審議会におきましては、この検討部会で取りまとめられた報告に関してご審議いただくわけですが、県教育委員会といたしましては、今後こうした検証作業をいかに適切に進めていくかということも、誤りのない教育行政を行う上で、極めて重要であると考えておりますので、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

この審議会が設置されてから、間もなく2年になろうとしておりますが、本県高校教育を一層充実させるためにも、委員の皆様には十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます、簡単ですが開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、これより先は荒井会長に議事進行をお願いいたします。会長、よろしくお願ひいたします。

2 議 事

(1) 高校教育改革の成果に関する検証の在り方について

○荒井会長 それでは、始めさせていただきます。

今、教育長のほうからお話しがございました「検証の在り方部会」にお付き合いいただきました委員の方々を除きますと、ちょうど昨年から半年、昨年9月に将来構想の答申案をご審議いただいて以来の会議ということになります。今回が一応の区切りとなる審議会になりますので、お忙しいところお集まりいただきまして大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは次第に従いまして、早速審議に入りたいと思います。まず議事の1でございますが、「高校教育の成果に関する検証の在り方について」でございます。

前回の審議会において、各種の高校教育改革の取組を着実に推進するために、高校教育の成果に関する検証の在り方について、調査研究をしていく部会を設置したわけでございます。私もそのメンバーとして参加をいたしまして、これまで3回の部会を開催し検討を進めてまいりました。その結果、今日皆様のお手元に配布してあるとおり、部会の報告書として取りまとめたところでございます。

本日の審議会では、この部会の報告書についてご確認をいただき、その上で審議会として検

証の在り方についての答申案をまとめたいと思っております。

それでは、説明につきまして、安住室長のほうからよろしくお願いいたします。

○安住室長 それでは、高校教育改革の成果に関する検証の在り方についてご説明申し上げます。

高校教育改革の適正な進行管理の必要性につきましては、昨年9月の審議会答申で御提言をいただきました。あわせて本審議会の中に「検証の在り方検討部会」を設置していただきまして、これまで部会で検討を進めていただいたところでございます。

具体的な検討経過につきましては、資料1の14ページ、上のほうに記載しておりますが、昨年の9月に、6人の委員によります検証の在り方検討部会を設置し、その後これまで3回の部会を開催し、本日皆様にお配りしてございます資料1のとおり「高校教育改革の成果に関する検証の在り方」と題しました部会報告書を取りまとめいただいたところでございます。

本日は、この部会報告書を基に、審議会として検討の在り方について御協議いただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは部会報告の内容につきまして御説明申し上げます。資料の1の表紙を一枚めくっていただきたいと思っております。

目次がございますが、全体につきまして第4章の構成になってございます。

1章では、高校教育改革状況の検証の必要性について、2章では、本県教育に関する検証に関する現状を記載し、3章では、新たな検証システムについて具体的に示す構成となっております。そして、第4章につきましては、新たな検証システムの導入に向けての期待という形で締めくくっている形になってございます。

1ページをご覧いただきたいと思っております。

まず第1章ですが、1として「県立高校教育改革の取組状況」について概観してございます。県の教育委員会では平成13年度に現将来構想を策定し、各種の高校教育に取り組んできたこと、この春から全県一学区が導入されたこと、新将来構想が策定され、これまでの取組を土台として、さらなる教育改革が進められようとしていることなども記載しているところでございます。

2では、「県立高校教育改革の着実な推進に向けて」として、第一段落目につきましては、9月の審議会答申を受けて各種の取組、着実な推進には進捗状況の把握や成果・課題の検証が不可欠なこと。検証に当たっては、透明性や客観性の担保と、結果の速やかな反映が必要であることを述べております。第二段落目におきましては、教育政策・施策や各学校の取組について、行政評価制度や学校評価制度で点検・評価が行われ、進行はされてはいるものの、その対

象が限定されていることと、基本的に単年度評価システムであることから、施策の見直しが中長期的な計画に反映できる仕組みとしては必ずしも十分とは言えないこと。こうした状況を踏まえながら、新たな検証システムの在り方について取りまとめる、ということを記載しているところでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。第2章では、宮城県における高校教育に関する評価制度として実施されております、行政評価制度と学校評価制度についてその現状を記載しているところでございます。

まず1としまして、宮城県の行政評価制度の概要を記載しております。宮城県では平成13年度に行政評価条例を制定し、政策評価や施策評価などによる行政評価システムを導入してございます。そのうち政策評価・施策評価につきましては、県の総合計画であります「宮城の将来ビジョン」に定めた政策や施策、その主要な事業につきまして自己評価と、第三者であります行政評価委員会の評価によって点検が行われ、その結果を基に、次期の予算への反映や、組織に反映させるという仕組みになっていまして、具体的には1年間のフローにつきまして、図の1ということで2ページに記載しているところでございます。

また3ページにつきましては、実際の評価と反映の手順につきまして説明しております。まず県の担当部局によりまして、施策を構成する主要な事業ごとに成果や課題の把握が行われ、これを取りまとめまして、施策や成果としての成果や課題の把握を行い、かなりの自己評価が行われること。さらにその評価の客観性を確保するために、有識者からなる行政評価委員会から意見を聞き、その意見を反映したものを最終的に評価結果としていること。そして、この評価結果を基に、知事や部局長等で構成されます政策・財政会議で審議され、次期の組織や制度の見直しや、予算編成に反映されるというフローで実施しているところでございます。このことについては図の2に示しているところでございます。

この行政評価制度におきます高校教育関連部分につきまして、(2)と(3)にまとめて記載したところでございます。

(2)では高校教育に関する政策評価・施策評価につきまして、4ページ、表1として掲げているところでございます。

「宮城の将来ビジョン」に掲げられました「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」という政策につきまして、「着実な学力向上と希望する進路の実現」、「豊かな心と健やかな体の育成」、「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」という三つの施策を中心に政策評価・施策評価が実施されていることを述べております。

次に（３）でございますが、政策評価・施策評価の対象範囲として「宮城の将来ビジョン」に位置付けられた主要な事業に限られていること。したがって、事業費が伴わない入試制度や学科配置などについては評価の対象になっていないというようなことを記載しているところでございます。

次に、２として県立高校における学校評価制度の概要を記載しているところでございます。県立高校では、保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映し、また学校としての説明責任を果たしていくために、国のガイドラインで示されました学校評価の三形態のうち、「自己評価」と「学校関係者評価」を全ての学校で実施しており、それらの結果を踏まえながら、次期の教育活動計画の策定などにつなげる仕組みとなっていることを記載しているところでございます。その一年間の具体的なフローにつきましては、図の３ということで示しているところでございます。

（２）では、学校評価の現状といたしまして、その対象を示すとともに、アンケート調査によって実施されている自己評価の結果を集計したとしても、県立高校全体に共通する制度面の課題などについては把握が困難であるというようなことを記載しております。

なお、６ページにつきましては、学校評価におけるアンケートの調査項目について例示した表を示しているところでございます。

続きまして７ページをご覧くださいと思います。ここから第３章といたしまして、「新たな検証システムの構築」について記載しております。

まず１として第２章で示したように高校教育改革の各種の施策と学校における教育活動や運営状況につきましては、県の行政評価制度とか学校評価制度を見まして、点検・評価の仕組みが構築されていること。しかしながら個別の施策につきましては、第三者による検証はなされていないこと。

一方で、高校の教育行政につきましては、義務教育と大学を比較して、国の裁量や責任が大きいことから、高校教育行政のより適正な遂行には、専門的知識を持った第三者による点検を受けながら、自己を省みるメカニズムを導入することの意義が大きいというようなことを記載しているところでございます。

引き続き２といたしまして、新たな検証システムの機能についてまとめております。

まず（１）といたしまして、検証組織の位置づけについて整理しております。教育委員会では、魅力と活力ある高校づくりや男女共学化、全県一学区など、高校教育改革に取り組んできたこと。そして今後は、総合産業高校の設置や高校入試の改善などを図ろうとしていること。

こうした各種の取組につきまして、教育委員会を組織する各段階で自ら検証するのは当然であるものの、より客観性・透明性を確保しながら、各施策の有効性や合理性を検証する観点から、教育委員会に一定距離を置いた検証機関が必要であるということに記載しているところでございます。

こういう組織につきましては、高校教育に関する相当の専門知識や教育行政に精通した方々で構成されているのが大前提であり、したがって新たに審議会を設置するという方法も考えられますが、これまで新将来構想の策定に関して、県立高等学校将来構想審議会が検討してきた経緯を勘案すれば、その役割の延長上として将来構想審議会の所掌事務として行われることが適当であるということに記載しているところでございます。

さらに高校教育に関する審議会は、将来構想審議会のほかに、入学者選抜審議会や産業教育審議会などがあり、これらの審議会が関与した施策のうち、高校教育改革に関連する検証につきましては、将来構想審議会が行うということが妥当であると考えられること。さらには教育委員会からの諮問に関する答申だけではなくて、建議できるようにすることが必要であるというように述べているところでございます。

次に（２）で、新たな検証システムによる評価の視点といたしまして、行政評価や学校評価と、適切な分担をやっていくことの必要性について整理しているところでございます。

第一段落目は、行政評価や学校評価について、前に述べてきたことを簡単に整理しております。第二段落目につきましては、新たな検証システムでは、その専門性や長期的視点が必要なことから、数多くの項目の検証を行うことが不向きであること。したがって、第四段落目に示しておりますが、新たな検証システムの対象としては、高校教育に関する基本的な制度や枠組み、教育内容に関する根幹的な方針などに関わる施策のうち、特に重要でありかつ専門的・客観的な評価を要するものという形で示しております。

これらの視点や報告に関する重要な施策のもとになりました各審議会からの提言につきましては、９ページの図の４と表の３に示しているところでございます。

次に３といたしまして、こうした新たな検証システムのスキームにつきまして整理しております。１０ページをお開きください。

図５といたしましてスキームのイメージについて示しておりますが、それを（１）から（３）まで文章で説明してございます。

まず（１）ですけれども、各種の高校教育改革の取組の現状把握として、検証にあたっては、各取組についての正確な実態把握が不可欠であること。そのためには、各学校では、各種の取

組について学校評価制度による達成状況を把握するとともに、自己点検・自己評価を行い、その結果を教育庁に報告するということ。教育庁においては、各学校の取組をまとめた上で、各種の高校教育改革に係る成果や課題について自己点検・自己評価を行うこと。この際、各学校の取組の取りまとめだけでは把握できない新たな制度導入や、学科改編の影響などについても教育庁として可能な限り実態把握に努めていくことが重要である、というようなことを記載しているところがございます。

(2) では、検証組織による検証作業について記載しているところがございます。10ページの図5では、ちょうど真中あたりのところ です。

検証組織におきましては、施策本来の目的に適合した取組がなされているか、施策目的に合致した取組であっても社会的な不整合が生じていないかについて、学校や教育庁で取りまとめた資料に基づきまして、総合的に検証を進めていきます。

また、教育庁からの報告だけではなく、必要に応じまして検証組織自らが学校現場に赴き、実地調査を行いながら検証を進めることが重要であるということを示しているところがございます。さらに検証による課題の抽出にとどまらず、今後の改善に向けた対応の方向性についても検討し、教育委員会に答申あるいは建議していく必要があるということにも記載しているところがございます。

次に(3) としまして、検証結果の施策への反映について示しているところがございます。

答申あるいは建議された検証結果につきまして、教育委員会では真摯に受け止め、改善やさらなる見直しについて対応策を検討するとともに、予算や実施計画のローリングなどに反映していくか、あるいは所管の審議会にさらなる調査検討を諮問するなど対応の必要性について示しているところがございます。

また各高校におきましては、検証結果を踏まえ、施策本来の目的を再確認した上で必要な対応をとっていくこととなります。

こうした対応を進めるに当たっては、広く県民に情報提供しながら行うということについても記載しているところがございます。

こうしたスキームにつきまして、具体の検証のフローのイメージについては12ページの図6ということを示しているところがございます。ここでは、基本的に3年サイクルのフローを示してございますが、中期長期的な視点で3年を超して継続的に評価する対象がある一方で、早期に検証の成果が得られるものにつきましては、適時教育委員会に対し、答申または建議を行うものということを示しているところがございます。

以上第3章におきましては、高校教育改革の検証システムの必要性や、その組織の在り方、検証の対象、そして具体の検証のスキームやフローについて示したところでございます。

最後に第4章ですけれども、こうした検証システムに対する期待という形でまとめてございます。新たな検証システムを導入する意義は大きいということ、また、この検証システムは他県に例を見ないシステムであり、県教育委員会関係者の努力によりまして、このシステムが児童生徒や保護者、地域社会の発展に資するよう心から期待するという形で結んでいるところでございます。

以上が、部会の報告でございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

○荒井会長 ただ今事務局のほうから御説明をいただきました。私のほうで補足させていただきますと、この新たな検証システムの構築につきましては、4つの視点があるかと理解しております。

7ページの下のほうですが、別の審議会を設けるということではなくて、この今開かれていく将来構想審議会というものが、その所掌事務としてこの検証を行っていくということが第一点。

次に、その場合に検証すべき、対象施策あるいは政策というものが、新将来構想だけではなくて、現行の将来構想も対象として含むということ。

それから三点めは、将来構想審議会のほかに、県立高等学校入学者選抜審議会であるとか、産業教育審議会という横並びの審議会があるわけでございますけれども、それぞれの審議会では、提言、提案された内容につきましても、その検証の対象とする。

それから最後に、その検証の結果というか、検証対象とするものにつきましては、教育委員会からの諮問もございまして、検証組織、この審議会自身が、独自に審議対象を選定して審議できる余地を残していくということで、新たに条例改正も含めて、諮問に対する答申だけではなく、建議できるようにすることが肝要なことであるというふうに述べていると思います。

ただ今の説明に基づきまして、今から30分程度を目安にして、いろいろご意見をいただきたいと思います。この報告につきましては、部会メンバー以外の委員の方々にとっては、初めてご覧になるという内容も多いかと思っておりますので、内容に対する質問あるいは感想等でも結構ですので、自由に御意見を頂戴できればというふうに思っております。

ただ、先ほども事務局のほうからも、御説明がありましたけれども、本報告書につきましては、本日は皆様から頂く御意見を踏まえて、この審議会として取りまとめ、それを審議会の答申

とすることにさせていただきたく思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

朴澤委員が、4時ごろに所用のため中座しなければならないと伺っておりますので、最初に朴澤委員のほうから御意見を頂戴して、あと私のほうにお任せをいただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○朴澤委員 それでは、どうしても5時に仙南のほうで用事がありますので、途中で失礼いたします。内容について、基本的には、この方向でお進みいただいておりますかというふうに拝見しております。ちょっと感想的なことではありますが、少し述べさせていただきます。

今、委員長のほうから補足いただいたこの在り方を前提として、進めていただくということが、やっぱり必要なと思っておりますが、大区切りで拝見しますと、10年間の将来構想自体は、一つは教育改革の方向性について整理をし、それから一方で学科編成あるいは配置等について整理をしたと。そういう内容でまとまっているわけですが、それに対して検証の対象としては、8ページのところに共学化あるいは全県一学区化とか、あるいは基本的な枠組みの問題、そして教育内容についても根幹的な方針。10年間を対象とした将来構想で、その基本となる、ある意味では大きな視点でのところを検証していこうという整理になっておりまして、一方でその手段として行政評価、あるいは学校評価、そういうものの活用というものを一部入れておられる。御承知のように行政評価・大学評価は、基本的に単年度のサイクルで動く仕組みになっており、検証は一応3年間のサイクルということでもありますので、この時間的な流れというものを先ほどの会長のその位置づけを踏まえて、いかに組み合わせていくかというところが、実質的にあつては、常に認識として持つておかななくてはいけないことと感じております。

あとは、内容的には拝見したもので進んでいってはどうかと感じております。以上でございます。

○荒井会長 ありがとうございます。それでは朴澤委員はここで中座されますけれども、あとの審議に関しましてはお任せいただきたいと思います。

○朴澤委員 会長のほうに御一任いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○荒井会長 ということで朴澤委員のほうから御意見を頂戴いたしました。時間がございますので、部会メンバーももちろんでございますけれども、自由に御発言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

○木村委員 一点だけ質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

これまで、私もPTAとして学校評議員を小中高と、今も2校ほど高校のほうの評議員をさ

せていただいているんですが、この学校評議員会でも出てくるその検証の内容と、この新たな検証システムの違いというのについては、まだうまく把握できていなかったもので、もう少しだけ教えていただければと思います。

○安住室長 先ほども申し上げましたように、高校の評価制度につきましては、行政評価制度という形で主に予算の関係について単年度評価していくものと、あとはその学校評価制度という学校で担っているもので二つございます。

学校の評価制度の内容については、この資料でいうと、6ページのところに載っていますが、授業の内容とか、生徒指導の内容とか、実施した教育活動について評価をしているという形でございます。

今回の新たな検証につきましては、8ページに書いてありますように、単年度、さらにもう少し長期的な視点で見る必要のある施策について、その学校の運営について以外の部分について、その高校教育の制度あるいは根幹的な枠組みという形でお示ししてございますけれども、施策としては、ここに書いてあるような、全県一学区の関係、あるいは学校の配置や学科の設置等については、学校評価制度でも、行政評価でも取り組んでいないところでございますので、この評価制度を使って検証していきたいという形で今回まとめているところでございます。

○木村委員 分かりました。ありがとうございます。

学校評議員ということでやらせていただいても、やはり各学校独自で細かな検証の項目を作られていて、校長先生によって、非常にいろんな取組がなされているというふうに感じております。

今回、お世話になりました好文館高校が単位制の進学重視型という形で、ちょうど切り替えが新年度から始まるということで、PTAをやらせていただいている関係で、先生方も現場で大変戸惑いを感じながら、いろいろ丁寧に準備をされているようでございます。そういった部分で例えばそういったこととか、県内でいろんな特徴的な位置づけの高校の評価というか、そういったことを詳しくやっていくという捉え方でよろしいのでしょうか。

○安住室長 各高校の独自の取組というよりも、高校教育に関する制度というか、大きい枠組みの観点です。その検証をやっていきたいという形で今考えております。

○木村委員 もう一回だけすみません。であればですね、私からのお願いとしては、学校評議員会が学校によって違うんですが、年に一回だったり、それから二回だったりという形で時期も学校の状況によって様々なものですから。これについて、やはり実際現場で色々見ていらっしゃる先生方と、それから地域のそういう評議員の方との意見交換の場というのは非常に大事

だと思いますし、その地域に開かれた学校づくりという部分では非常に有効な手段だと思いますので、是非お忙しい中だとは思いますが、先生方のほうで御配慮いただいて、またその評議員会とか、そういう意見交換の場が増えることを期待申し上げたいと思います。

以上でございます。

○白幡（勝）委員 このたびの検証の在り方についての報告を拝見いたしまして、私は非常に画期的なものを感じました。

例えば6ページにあるような学校評価のアンケート。これは私も現場にいるときに、これに類似するアンケートの調査をやってきましたし、現在の立場にあって各学校から上がってくるいろんなこういう調査を見るんですが、こういう評価というのは一つには客観性もあるんですけども、ただその学校の中で管理システムというか、リードシステムというか、校長先生を中心としたそういう働きが地域とどんな関係になっているかによって、客観的な事実を踏まえつつもかなり大きな影響を受けて結果が出てきているように思うわけです。

そういうことをいろいろ集めた場合に、その中から自然と確かなものは浮かびあがってくるんだろうとは思いますが、やはり一方でかゆいところを上からかいているような、そんな感じになりかねないところがあるんじゃないかな、という気はいたしておりました。そういう意味では、今回のこの提言案を、ひとつひとつの部署を超えて、全体を把握するという仕組みになっていて、今までに無いものだというふうに取り扱いました。役割を果たした皆さんに敬意を表したいと思うばかりでございます。ただ若干気になるのは、そういうシステムを作ったという場合に、今までそういうチェックを受けることを想定していないような審議会があって、それが今まで無いところからチェックを受けるというか、確認を受けるっていうのは、そういうことになった場合に、何ら問題は無いのか、あるいはあるのか、というそのへんの審議はどのようになるのか、若干たりとも教えていただきたいなと思います。

それで私が画期的だと申し上げた点、実は11ページのところにですね、検証のその後のイメージのところ、最後のところに「検証の成果が得られたものは」という文言が出ており、普通であれば、「検証されたものは」程度に書かれるものが、「検証の成果が得られたもの」というように書かれているところに、会長の説明を聞かせていただきまして、そういう画期的な取組の中で、新たに出てくるものがあるんだろうということで、この言葉が少し自分の中で落ち着いてきたという感じがいたしました。以上でございます。

○荒井会長 ほかに質問などございますでしょうか、あるいは、部会で集中的に御議論いただいたメンバーから、何か内容の理解の役立つ上で参考になるようなお話しがあればいただきたい

というふうに思います。いかがでしょうか。

○公平委員 検討部会の皆様大変御苦労さまでした。

12ページの検証のフローの在り方の部分で、各学校の評価のアンケートが1年目から3年目ということは、それぞれの学年において、3年目に決定を見るというような流れのようですが、3年間のアンケートという部分で中長期的な部分の評価ということが見られるのかなという、ちょっと疑問を感じた部分と。

それから6ページの学校評価のアンケート調査の項目については、まだ参考例という形になっているようですが、保護者向けの調査項目、教職員向けの調査項目という部分の学校運営は、共に互換性というか双方に評価を聞いてもいいような項目などもあるようなので、その部分のアンケート項目という事例というのは、最終的にいつ頃決定されるのかという2点をお伺いします。よろしくお願ひします。

○安住室長 12ページのフローの関係でございますけれども、先ほど説明でも申し上げましたように、一応3年間をとるか、2年間検証して3年目でまとめていくという形のフローを作っております。というのは、後でも説明をしたいと思っておりますけれども、将来構想の実施計画を5年期間の実施計画を3年で回していくということを今のところ前提にしてございまして、それを踏まえて、検証フローという3年の形で検証結果を次の実施計画で見直すという形で作ってございますが、先ほど言いましたように場合によっては、当然その前に次の予算のほうに反映すべきものがあれば、2年を待たずに翌年度に予算を反映するというものが出てくることがございます。また、場合によりましては、もう少し長期で見ていく必要があるだろうということがありまして、当然2年の結果を見て審議会でもって、ものすごく継続的には見ていく必要があるのではないかという意見であれば、それは2年だけではなくて、次もひき続きデータを把握しながら見ていくというようなことを思っております。一応これについては3年という形で示してございますけど、そのテーマテーマによりましては、その期間については、動くものということで考えております。

もう一つ、6ページのアンケート結果の項目でございますけれども、これは現在おこなわれている学校の評価制度のアンケート項目という形で入れさせていただきました。これにつきましても各学校から評価システムが届きましてデータを収集すると、このような項目が必要になってくるかなと思っておりますが、それにつきましては、検証テーマがある程度定まってから、決まってくるのかなと思っております。以上でございます。

○荒井会長 いろいろご意見頂戴いたしまして、先ほど白幡委員のほうから御懸念がありました

ように、他の審議会に対してのある種の勧告権といいますか、そこで議論されたものもまた検証の対象としていくというふうな大胆な踏み込みもございました。それらについて、この作業自体も将来構想審議会というものが主体となってやっていくということで提案をさせていただいてますけれども、この報告書には部会で議論してきたメンバーのほぼ総意が全て表れているというふうに御理解いただければと思います。

また、これをこの文字通りといいますか、この報告どおりに是非実現いただきたいということで、小林教育長さんはじめ行政の方々にそのための御努力をお願いしたいというふうに思っております。以上いろいろご意見頂戴いたしましたが、この部会の報告書をこの将来構想審議会の方針をすることで御承認をいただくということによろしいでしょうか。

それでは格別の異議はないということで、御承認をいただきましたので、最終的に文章表現等を精査したうえで基本的に本日の案で答申をさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

3 報 告

(1) 新県立高校将来構想及び第1次実施計画案について

続きまして、議事次第の報告に移りたいと思います。

新県立高校将来構想及び第1次実施計画案について、本審議会の答申を踏まえ、どのようにその具体的な計画案に反映されたのかということで、これについても事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○安住室長 それでは新県立高校将来構想及び第1次実施計画について御報告申し上げます。

昨年9月の当審議会からの答申を踏まえまして、その後県の教育委員会として検討を重ねまして、去る3月18日の教育委員会の定例会におきまして新県立高校将来構想を決定いたしました。

あわせまして、この構想に基づきます具体的な高校教育改革の取組内容を示した「第1次実施計画」につきましても、決定いたしましたので、御報告申し上げます。

まず新県立高校将来構想についてでございますけれども、構想本体につきましても資料3ということでお配りしてございます。その内容を資料2という形でコンパクトにまとめたものを御用意してございますが、基本的には審議会答申を踏まえまして策定しておりますので、基本的な中身については、殆ど変わりがないと思っております。若干答申と違った部分につきまして、資料4で説明したいと思います。資料4をご覧くださいと思います。

全体のトーンとしてございますけれども、文章表現を「である体」に変えてございます。また、執行機関である教育委員会が策定することになりまして、教育委員会主体という形の表現に変更しているところでございます。あわせて「はじめに」という形でございますが、1ページにありますように、前文を県の教育委員会が策定するという形のものを追加しているところでございます。なお数値データにつきましては直近のものに更新してございます。

内容でございますが、7ページをお開きいただきたいと思っております。ここの7ページの下段でございますが、「キャリア教育の充実」についてでございます。県では教育基本法の改正に伴いまして教育施策全般を総合的、体系的に位置付けた基本計画としまして、宮城県教育振興基本計画をこの3月に策定したところでございます。この計画にあわせて(2)の「キャリア教育の充実」の副題を「志教育の推進」ということで説明を入れて修正したところでございます。説明の内容につきましては、資料の8ページの3行目からにその説明を入れているところでございます。

次に13ページから14ページになりますけれども、学校改革の考え方につきまして、地域の教育的ニーズを十分踏まえるという内容を追加しているほかに、答申では(3)に「地域との関わり」ということを記載してましたけれども、これを(1)に持ってきているところでございます。他については大きな変更点についてはございません。

答申の内容を踏まえまして、県の教育委員会として「新県立高校将来構想」という形で決定したところでございます。

次に「第1次実施計画」についてご説明申し上げます。資料5をご覧くださいと思っております。

現行の県立高校将来構想につきましては、将来構想自体がアクションプランという要素を持っておりまして、具体の再編高校についても構想に記載しておりましたけれども、新たな将来構想につきましては、社会の変化等に柔軟に対応するという観点から、将来構想と実施計画を分けることにいたしました。

1ページをお開きいただきたいと思っております。第1次の実施計画につきましては、1に記載されていますように平成23年度から27年度までの県立高校の計画の具体的中身を示すものでございまして、3に記載されていますように、実施計画の期間は5年ですけれども、社会変化や高校教育の取組に係る成果や課題の検証結果を速やかに反映できるようにということで、3年ごとにローリングをしていくということにしております。さらにここに記載されますように高校教育改革を着実に推進する観点から、実施計画に掲げる事業につきまして、毎年度進捗

状況を把握しながら、適正な進行管理を行っていくということにしているところでございます。

第1次実施計画の構想及び内容でございますが、2ページをご覧くださいと思います。

新将来構想では、御案内のとおり「未来を担う人づくり」の方向性といたしまして、主体的に生き抜く力と、人と関わる力を掲げてございます。そのための具体的な取組といたしまして、学力の向上として、左上にありますように、基礎・基本となる知識の定着に向けて、学力状況調査に基づく効果的・効率的な学力向上の施策の展開と、習熟度別授業及び補習授業を行うほか、学習意欲を高めるために、学校外の教育資源として大学等の公開講座や単位互換制度などを活用していくことにしているところでございます。

また、キャリア教育の充実でございますけれども、右上にございますように、勤労観や職業観の育成に向けまして、各高校で「キャリア教育推進計画」を策定するとともに、社会人を活用したワークショップ形式のセミナーの展開などを行っていくことにしてございます。

またインターンシップなど、就業体験機会をこれまで以上に充実させるほか、学校で習得した知識・技能を活用しながら、具体的な課題解決につながるアントレプレナーシップなどの教育に取り組むということにしているところでございます。

こうした計画の改革させる学校づくりの観点から、地域のニーズに応える高校づくりとしておりまして、学校と地域産業の連携等を深め、地域の教育資源発掘及び活用を促す基盤といたしまして、圏域ごとに産業人材育成プラットフォーム会議を設置するほか、ICTを活用した学校の情報発信を充実させて地域との信頼醸成に努めていきます。

また、各学校の危機管理マニュアルの適切な改訂や、学校裏サイトの監視につきまして実効性のある危機管理体制を充実させていくとしているところでございます。

また、高校教育を推し進める条件整備の観点から、教育環境の充実、学校経営の改善を目指しまして、民間企業への教員の派遣研修によります専門的技能の向上、大学教員の訪問派遣によります校内研修を充実させるなどして、教員の資質向上に取り組んでいこうとしているところでございます。

さらに、専門のスクールカウンセラーの配置や特別支援教育コーディネーターの研修の充実などによりまして、発達障害等を含む多様な生徒の受け入れ態勢を充実していくことにしているところでございます。

これらソフト的な教育改革に加えまして、ハード的な取組といたしましては、普通科におきまして専門学科高校と比べて手薄だったキャリア教育について、一層充実して取り組むほか、少子高齢化の進行に伴う福祉介護サービスの需要に的確に対応するために、新たに福祉系専門

学科を設置することになっているところでございます。

また新しいタイプの学校といたしまして産業の高度化・多様化に対応した学際的な知識と技能を持った人材が求められていることから、登米地区におきまして、農業系・工業系・商業系・福祉系の4つの専門学科で構成する、総合産業高校を新たに設置するというところがございます。

さらに多様な生徒に対応するために、これまで仙台一高に併設されておりました、通信制課程を独立させまして、きめ細かい学習指導や、生活指導を推進するとともに、地域サテライト校を設置いたしまして、生徒の居住地の近くでスクーリングを受ける体制を整備していくということになっているところがございます。また、多部制定時制高校におきましては、昼間部のニーズが大きいことから、昼間部の定員の編成を見直していくということになっているところがございます。

3ページ目につきましては、ただ今説明した要綱を文章にしたものがございます。

次に12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページにつきましては、学校再編について記載しているところがございます。表の中には生徒の減少に伴います今後の必要学級数の見込みを示してございますが、平成22年から平成32年までの間で、県立高校全体で52学級の削減が必要になる見通しでして、前半の5年間と後半5年間に分けた場合については、前半5年で20学級減と、後半5年で32学級減という数字が出てきているところがございます。

今後中学校卒業生の減少に伴いまして、学級減を行っていくとともに、地域との関わりや、機会均等への配慮、学校活力を維持し得る学校規模、市立・私立高校との協調といった観点を踏まえながら計画的に学校再編を進めるということになっているところがございます。

次に(2)の小規模校の対応でございますけれども、これにつきましては、法律に基づく本校としての下限が2学級になっていることや、活力ある学校を維持する観点から基本的には現行の再編基準を引き継ぐこととし、各地域の実情を踏まえながら原則的には統廃合による再編を進めるということになっているところがございます。

具体的な再編につきましては、13ページから15ページに記載したところがございます。

13ページでございますけれども、中部地区の再編でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように仙台地区の通信課程につきまして、独立校化するというところで、新たに名取市に設置します教育と福祉の複合施設の中に新たに設置するというところがございます。平成24年の4月の開校を目指しているところがございます。

次に登米地区における再編計画でございますが、登米地区に総合産業高校設置という形で示してございますが、その地域につきましては平成22年から32年の間に中卒者が約130人減少するということになってございまして、これらを踏まえ、現行の5校体制から3校体制にするということでございます。同地区における産業人材の育成を目指しまして、職業系専門学科を統合して新しいタイプの総合産業高校を設置するというにしております。

具体的にはそこに書いてありますように上沼高校と米山高校と米谷工業、あとは登米高校の商業科を再編いたしまして、総合産業高校というのを新たに設置するというので、27年4月の開校を目指しているところでございます。

続きまして15ページでございますが、石巻地区におきます高校再編でございます。現在2学級規模の女川高校につきまして、募集停止ということにしております。その跡地に特別支援学校の高等学園を新設することにしていただいております。

以上が平成23年から27年までの実施計画の内容でございますが、これにつきましては検証結果を見ながら3年ごとにローリングしていくという形でもっていきたいと考えているところです。以上でございます。

○荒井会長 ただ今新県立高校将来構想及び第1次実施計画について事務局から説明をいただきました。

構想自体は、答申をほぼ踏まえた形で実現されているかと思いますが、実施計画につきましても、委員の皆様から、これらについての御感想などを伺えればと思っております。

10分程度時間をとりたいと思いますので。

○白幡（勝）委員 御報告ということですので、よろしいでしょうか。素晴らしい内容だなと思うわけですが、4ページの人間関係を構築する力の育成というところでございます。

人間関係がしっかりしないという子どもたちが育って卒業するということによって大きな問題が出ているというのは確かなことで、ここを何とかしなくちゃいけないというのは確かだと思わなければならない、この2番の部活動の促進というところがあるんですが、これについて、やはり部活動というのは、全ての子どもにやらせて欲しい、夢中にさせたいと思うんですけども。現場を見ておきますと、やはり部活動に一生懸命になればなるほど経済的な負担というか、不具合が生じてくるものでございます。これは指導者もそうですし、それから、そこに参加して行く子どもたちにとっても同じことが言えるわけです。それで全ての子どもが十分な経済的なバックアップがあって部活に臨めるという状況でもないだろうという気がするわけで、そういう子どもたちのためにも部活に取り組める、そういうふうな部活の持ち方について、

あるいは新しい部活の在り方といますか、どういうものが県教委のほうで考えられるかとも思うところがございます。以上です。

○荒井会長 他には何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは以上で次第3の報告を終了いたしまして、次の第4のその他の議事ということになります。

事務局のほうから何かありますでしょうか。

○事務局 事務局として、用意はしてございません。

○荒井会長 予定しておりました議事進行につきまして、皆様の大変な御協力をいただきました。

本日をもちまして、新たな県立高校の在り方に関して、諮問された事項の議論が終了ということになります。小林教育長のほうからもお話しありましたように、委員の皆様には一昨年7月から1年9カ月間という長い期間にわたりまして10回の審議会、それからまたさらに検証部会の在り方ということで、一部の委員の方々には3回の部会で集中的にご審議を賜りました。大変役不足な会長でございましたけれども、ここで厚く御礼申し上げたいと思います。審議会の円滑な議事進行に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 限られた時間の中で、熱心な御討議をいただきありがとうございます。

最後になりましたが、事務局を代表いたしまして、小林教育長から審議会委員の皆様への意を表して御礼を申し上げたいと存じます。

○小林教育長 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様には、一昨年の夏から新たな県立高校の在り方に関して、ご審議を重ねていただいたわけではありますが、その後、国におきまして、いわゆる政権交代がございまして、それまでは、予想もできなかったような高校の授業料の不徴収といったことも、間もなく実現しそうな状況になってございます。そんなことで文字通り教育を巡る環境が大きく変化しつつある中で、将来の高校の在り方について討論を賜ることになったわけでありまして。

こうした変化の中で、新たな将来構想の答申を頂戴し、さらには各地の教育改革を的確に進めていくための検証の在り方につきましても、基本的な方向性を示していただきました。荒井会長はじめ、委員の皆様には、重ねて深く感謝を申し上げます。

今後教育委員会といたしましては、冒頭申し上げましたように、新たな将来構想に基づく各地の取組を進めて参りますけれども、その一方で本日御検討いただいた検証の在り方を踏まえ

ながら、改革の成果等をしっかりと検証していく体制を構築いたしまして、県民の期待に応えられる教育行政の推進に努めて参りたいと考えております。

委員の皆様にはご多忙のところ、幾度となくお時間を頂戴いたしまして、貴重な御意見を賜りましたこと、深く感謝を申し上げます。

以上大変簡単ですが、御礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○事務局 以上をもちまして第10回県立高等学校将来構想委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。